

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	地すべり対策		事業名	急傾斜地崩壊対策等								建設部 砂防課										
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了予定年度	箇所評価						所管課の意見	建設部公共事業評価委員会意見	第三者意見 現地調査	県の 評価案	評価 監視 委員会 意見	評価 の 決定	申請	採択	備考
								必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価									
	1	うただし 上田市	すわ かた 諏訪形	斜面対策工 L=300m	300,000	2025 (R7)	A	B	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面上下に要配慮者利用施設や人家が位置しているため緊急性が高いことから、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	2	いひつほち 飯綱町	いもかわ 芋川	重力式擁壁工 L=250m	300,000	2028 (R10)	A	B	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に要配慮者利用施設が位置しているため緊急性が高いことから早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	3	ながわ まち 長和町	せりさわ 芹沢	崩落土砂防止工 L=700m	800,000	2028 (R10)	B	A	B	A	A	B	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に人家が位置しているため緊急性が高いことから、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	4	いひだし 飯田市	ちよ 千代	崩落土砂防止工 L=120m	150,000	2025 (R7)	B	B	A	A	A	B	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や避難所、人家が位置しているため緊急性が高いことから早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	5	いひだし 飯田市	ちよ いひえん 千代保育園	現場吹付法砕工 L=100m	200,000	2025 (R7)	A	B	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が位置しているため緊急性が高いことから早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	6	ちくまし 千曲市	うつきわ 打沢	待受式擁壁工 L=250m	250,000	2025 (R7)	B	A	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に人家が位置しているため緊急性が高いことから早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	7	やま うちまち 山ノ内町	ひがしやがっこう 東小学校裏	斜面崩壊防止工 L=300m	500,000	2025 (R7)	A	B	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に要配慮者利用施設や人家が位置しているため緊急性が高いことから、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	8	あおきむら 青木村	ゆばら 湯原	崩壊土砂防止柵工 L=300m	400,000	2025 (R7)	B	A	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に要配慮者利用施設や人家が位置しているため緊急性が高いことから早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	
	9	しおじりし 塩尻市	ならい 奈良井	崩壊土砂防止柵工 L=200m	500,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に人家が位置しており、令和3年8月には土砂崩落が発生し緊急性が高いことから早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業 着手	—	事業 着手	○	○	

